

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員  
の退任について次のとおり届出があった。

平成19年2月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	前田 信義	高松市前田西町9番地1	平成19年1月11日